

佐倉市中小企業資金融資制度のご案内

この制度は、千葉県信用保証協会の信用保証により、市内の中小企業者が事業の経営上必要とする資金の調達を円滑にし、商工業の育成を図るために設けられたものです。

利用資格

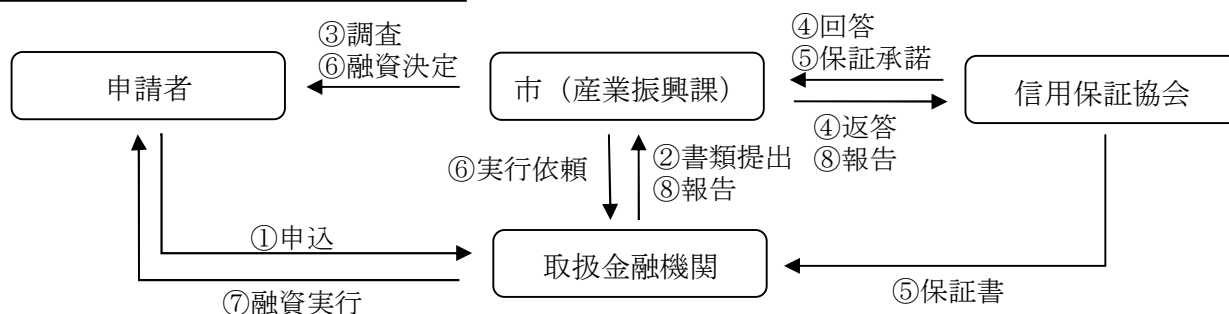
- ①千葉県信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方であり、信用保証を受けられること。
また、許認可等が必要な業種は許認可等を受けていなければ対象となりません。
 - ②市町村税の申告・納付をしていて、かつ、滞納のない方。
- ※この他、各資金ごとに資格要件があります。詳しくは内面をご覧ください。

中小企業者の範囲

中小企業信用保険法に従い、下記の資本金または従業員数のいずれか一方が下記に該当する法人または個人になります。

業種	資本金・出資金	従業員数
製造業 (運送業・建設業などを含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
医療法人等	—	300人以下
NPO法人	—	製造業等 300人以下 卸売業・サービス業 100人以下 小売業 50人以下

申し込みから融資実行までの流れ



- ①申請者は、取扱金融機関へ融資の申し込みをします。
- ②申請者と金融機関が申請書類を作成し、市へ提出します。
- ③提出書類を確認後、市は千葉県信用保証協会（以下、保証協会）へ保証依頼します。
(依頼後、市は申請者への聞き取り調査等を行います。)
- ④保証協会から市へ保証の可否について回答があり、市は、要件の調査事項の再精査を行い、保証協会に返答します。
- ⑤市の返答に基づき、保証協会は保証承諾（信用保証の決定）を行います。
- ⑥保証承諾後、市は融資決定を申請者と取扱金融機関に通知します。
- ⑦取扱金融機関は、保証書と市の融資決定を書面にて確認後、融資実行します。
- ⑧融資実行後、取扱金融機関は、市へ融資状況を報告します。

佐倉市 産業振興部 産業振興課

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地 / ☎ 043-484-6145 / Fax 043-484-5061